

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	6-3
法令名	商工会議所法	根拠条項	10-2	
許認可等	法定台帳の作成期間の延長			
1 根拠規定 (許可事項)				
○ 商工会議所法第10条第2項				
商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳 (以下「法定台帳」という。) を作成しなければならないが、知事は、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基づいて、期間の延長をすることができる。				
2 審査基準				
法定台帳の作成期間の延長にあたっては、次の基準による。				
○ 商工会議所法に係る事務の取扱いについて (平成12年12月26日付け商第911号愛媛県知事通知)				
第2 特定商工業者法定台帳の作成期間の延長 (法第10条第2項及び第3項)				
1 法定台帳作成期間の延長は、天災地変その他の不可抗力により、商工会議所成立の日から1年以内に作成することが困難であると認められる場合に限り、必要最小限度の範囲において延長を認める。				
2 申請書類の提出部数は、第1の3と同様とする。 (第1の3 正本1通、副本1通)				
3 その他				
商工会議所設立の日は、設立登記の日 (法第30条) をいう。				